

(13) 介護老人福祉施設

①サービスの質

番号	相談者	苦情・相談内容	対応及び結果
1	子	<p>【要旨】 職員の言動について</p> <p>【概要】 母は要介護5。1年以上前、結石で入院治療後特養に入所した。1か月後、結石が再発し処置に1時間以上かかった。再発の原因は、施設の対応が悪いからだと思った。</p> <p>職員に医師から再発するかもしれないと言われていたことを指摘すると、職員は「先生からそんな話は聞いていない。再発するリスクは少ないと記録に書いている」と発言した。自分は退院日に病院に母を迎えて来た職員を知っている。医師から言われた時病院で会っているのに間違うはずはない。当該職員に問いただしても平気で嘘を言い、信用できない。</p> <p>母は現在入院中である。入院してから肺炎に罹り、脳梗塞も起こし声かけに反応はない。母の状態を施設に伝えると、職員は「肺炎は施設に居る時からありましたよ」と言った。</p> <p>職員の資質に問題があると思う。面会に行くと、家族の目前で母に「仮病だ」「甘えている、どうもないのに」と意地悪なことを言った。嫌がらせや虐待ではないかと思われる事が多々あり、母は人並みに扱ってもらっていないと感じていた。</p> <p>施設と話し合いをした際、第三者委員も同席していたが、職員と小声で「訴える気はないらしいね」と話していた。職員に謝罪を求めたが、謝罪はなく、施設長が「どうぞしかるべき所に言ってください」と発言した。</p>	<p>本会の役割を聞かれたため、苦情処理について説明し、職員に謝罪を求めたり、事実が明らかになるまで徹底して調査を行なったりするということはできない旨を説明した。</p> <p>相談者は「嘘を言った職員に謝罪してもらえないのなら、何にもならない」と言いながら、苦情申立書の様式を希望された。</p> <p>翌日、FAXで苦情申立書の様式と本会が対応できない案件について詳しく記載した文書を送信した。</p>

2	子	<p>【要旨】</p> <p>施設から退所を求められている</p> <p>【概要】</p> <p>父は要介護3で入所。</p> <p>父にもし何かあれば病院で検査をしてもらえるか心配だったので話し合いをしたところ、施設から「ここは医療をするところではない、心配だったら老健施設とか医療関係のところが良いのではないか」と言われた。いかにも出て行ってくれというように聞こえた。</p> <p>生活相談員は家族に「何でも言ってください」と言うが、本当に言えば喧嘩になり信頼関係も全くなくなると思うので、父をお願いしている立場上弱く何も言えない。</p> <p>しかし、11月末で退所と決まっており、他の施設を探さないといけないが、なかなか探しようもない。退所しなくても良い方法は何かないか。</p> <p>職員に「どこか見つかったの」と聞かれるため、「申し込みはしているがまだ見つからない」と返答すると、「努力が足りないのではないか」とか、「土下座して頼まないといけない」などと冷たく言われる。職員は上から目線でのを言う。</p>	<p>相談者の話は不明な点が多く確認しながら傾聴した。</p> <p>施設から言われる通り退所しないといけないのか、他施設に申し込みをしているがどうすれば良いかなど聞かれるため、現在利用者は何か治療が必要な状態か確認すると「何もない」と返答。</p> <p>退所は決まっていると言われるため、了解したのか聞くと「していない」とのこと。経緯は分からぬが、次の施設が見つからないことを伝え入所をお願いしたらどうかと勧めると、「そんなことを言えば喧嘩になるから言えない」と頑なに拒否される。</p> <p>退所に関する運営基準を紹介し、正当な理由がないと退所を求めるることはできることになっていると伝えるも、「そんなことは施設に言えない」と拒否された。利用者を自宅に引き取るのか聞いても「それはできない」と言い、すべて拒否し全く聞こうとはせず、最後に「土下座をして頼むか頭を下げるしかないですよ」と発言。「市町村には詳しいことは話していないが、このような相談は対応できないような感じを受けた」と発言され、理解されず終了した。</p>
---	---	--	---

介護老人福祉施設

②従事者の態度

番号	相談者	苦情・相談内容	対応及び結果
1	家族	<p>【要旨】 看護師の発言への不満と褥瘡処置材料の入所者負担について</p> <p>【概要】 母は要介護5。先月、右膝横に表皮剥離があると連絡があった。表皮剥離はいつものことなので仕方がないと思っていたが、最近になって看護師から電話で「覚悟してください」と言われた。意味を尋ねると、「医師から足の切断もあり得るかもしれないことを、家族に伝えるよう言われたので連絡した。2~3日入院になるかもと言われたが、施設で抗生素の点滴と1日2回処置を行うことになった」とのこと。</p> <p>看護師は傷だと言っていたが、写真を見ると、ふくらはぎに20~30センチの明らかな褥瘡があり驚いた。母は薬の服用や骨折等の悪条件が重なり、状態が良くないことは理解しているが、褥瘡が悪化するまで施設から何ら報告はなかった。</p> <p>看護師は骨折や褥瘡悪化に対する謝罪もなく、母の体質ではないかと発言するなど、物言いが良くないので不信感がある。</p> <p>先週、看護師から褥瘡処置でフラットのオムツとガーゼを沢山使うので、購入するよう電話があった。必要なら購入に異論はないが、本来は施設が負担するものではないのか。</p>	<p>ケアマネジャーや生活相談員等、関係職員を集めて話し合いを要望するように勧め、入所者負担については、調べてから返答することで了解を得た。</p> <p>※ 県に確認し、相談者に以下報告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オムツは施設の負担になるとと思うが、ガーゼについては特養でも医療保険で算定できる部分があり、通常の一般的な処置については入所中であっても医療保険で算定し、入所者が1割とか3割とか通常の受診と同様の負担が発生する。 今回の内容がそれに該当し、施設が医療保険で算定するということであれば、ガーゼも含め医療保険で算定となる。 ・ 医療保険を使わず、施設の中で医師が回診という形で入所者の状態を診て看護師に指示し、看護師が処置をする等、施設内での対応ということであれば、施設サービス費に含まれるので、入所者負担はなく、施設は入所者に購入してくださいとは言えない。 ・ 詳細は、医療保険で厚生労働大臣が定める掲示事項等に、療養の給付に直接関係ないサービス等とはいえないものの具体例として、衛生材料代の項目にガーゼや絆創膏が含まれており、別途入所者から費用の徴収はできない。

介護老人福祉施設

③管理者等の対応

番号	相談者	苦情・相談内容	対応及び結果
1	他の家族	<p>【要旨】 施設の廊下の使い方について</p> <p>【概要】 面会に行くと、玄関を入ってすぐに事務所があるが、その前をパーテーションで仕切って、10人位の利用者がテーブルで食事やレクリエーションを行っている。昼食時間は面会者は通らないよう言われており、祖母の部屋は奥なので遠回りをすることになる。 パーテーションは完全に目隠しになつていないので、利用者の顔が見えるため誰が入所しているかわかつてしまうが問題はないのか。 たまたま、施設の監査日に面会に行ったところ、その場所には何も置かず利用者はデイサービスの部屋で食事を摂っていた。監査で指導され改善したのかと思ったが、後日また元通りになっていたので、監査の時だけ撤去したと思われる。 施設の相談室は利用者等の相談や施設の話し合い等に利用されているが、ドアが取り外されており、相談時は声が外に聞こえるため相談しにくいので、ドアが必要だと思う。</p>	県に報告する旨伝え了解を得た。

介護老人福祉施設

④説明・情報の不足

番号	相談者	苦情・相談内容	対応及び結果
1	家族	<p>【要旨】 入院し退所を求められたが、どう対応したら良いか</p> <p>【概要】 父は99歳で要介護4。一度入院し施設に戻ったが再入院した。施設から話があると言われ出向くと、「特養は病院ではないので対応できない。療養型に移ったらどうか」と言われた。入院時は目も開けず、食事も摂取不能だったが、今は回復してきたので返答はすぐにできない旨伝えた。</p> <p>後日、担当者から「療養型の施設を見学に行ったか」と聞かれたので、療養型施設に電話をした。職員からは現在空きはない、入院したとしても3ヶ月から6ヶ月で退院。その後は特養に移ることになると言われた。</p> <p>担当者から電話があり、「入院先の看護師に父の状況を聞いた。頻脈のため内服し、ミキサー食で誤嚥するため、今後は療養型の方が良いと決定した」と一方的な説明だった。</p> <p>翌日、施設から「入院して1ヶ月になるので退所してほしい」と言われた。重要事項説明書の説明では、3ヶ月の入院中の空きベッドは他利用者のショートステイ等で利用するとあり、1ヶ月で退所というのは納得できない。</p>	近日中に施設と話し合いを予定しているのであれば、重要事項説明書の内容と食い違っていることについて説明を求めるごとに、利用者の心身の状況について医師に意見を聞いて、今後のサービスをどうしたらよいのか、話し合いをするよう勧め了解を得た

介護老人福祉施設

⑤具体的な被害・損害

番号	相談者	苦情・相談内容	対応及び結果
1	家族	<p>【要旨】 施設内での事故について</p> <p>【概要】 母は90歳で認知症あり。2カ月前に施設内で転倒し骨折した。施設から説明はあったが、施設には責任がないようなことを言われ、医療費は全額負担した。納得できない。</p> <p>国保連で事故の責任が利用者、施設のどちらにあるのか、過失の判断はしてもらえないのか。施設内での事故なので保険等から出ないのか。施設からの回答がない。</p>	<p>本会では損害賠償などの責任の確定を求める事案には、対応できない旨を説明し、施設と話し合いをするよう勧めた。</p> <p>過失の判断や損害賠償については、民事訴訟等法的な相談先として法テラスを紹介した。相談者の話では、施設はトイレに行く途中に転んだのだから、責任はないとの姿勢で、話し合いをしても支払うつもりはないだろうとのこと。訴訟を起こすのは困難で、このような事故の相談は多いと思うので、県が弁護士を雇って無料で相談や過失の判断をするところを作るべきではないかと言われるため、意見として傾聴した。</p>